

外国送金依頼サービスに関する約定書（外国送金 XML 方式）

西暦 年 月 日

株式会社 みずほ銀行

おところ
おなまえ
○ お届け印

当社は、年 月 日付で貴行に差し入れた「ホストコンピュータサービス・パソコンサービス（一括伝送）申込書」および「AnserDATAPORT（外国送金 XML 方式）利用規定」により利用申込みを行った一括伝送サービスの外国送金依頼サービス（以下本サービスという）によって貴行に外国送金を依頼するにあたり、次の各条項を確約します。

第 1 条（伝送フォーマット・送金種類）

一括伝送に使用する伝送ファイルの仕様は貴行所定のものとし、送金種類は電信送金に限るものとします。

第 2 条（一括伝送受付日）

当社は貴行に対し、依頼時限までに外国送金の依頼明細を一括伝送します。なお、営業日とは、貴行の本支店において、貴行が営業している日をいいます。

第 3 条（換算相場）

本サービスにより受付できる直物相場は、送金する日として指定する日（以下、送金指定日という）の前営業日までに依頼したものについては、貴行が公示する電信売相場とし、それ以降に依頼したものについては、送金金額を換算処理する時点の貴行指定の相場とします。なお、送金の通貨が支払地の通貨と異なる場合、貴行本支店または関係銀行と受取人の間に取決めがない場合は、貴行本支店または関係銀行の定める外国為替相場により換算のうえ、支払地の通貨で支払うものとします。

第 4 条（伝送データの内容連絡）

当社は、一括伝送により外国送金依頼データおよび照合データを AnserDATAPORT センターあてに送付します。利用申込み時に「照合データ無し」を選択の場合、件数の照合の省略により発生するリスク（同一の送金依頼データを誤って2度伝送した場合の二重処理や、送金依頼データが正しく送られていなかった場合の処理漏れ等）を十分理解のうえ申し込むものとします。貴行は AnserDATAPORT センター経由で、貴行あてに送付された外国送金依頼データを正当な依頼とみなして取り扱ってください。

第 5 条（送金の実行）

外国送金は、以下の場合を除き、送金指定日にその手続きを行ってください。

1. 関連法規、仕向先国情、その他不可抗力により送金することができない場合。
2. 一括伝送された外国送金の依頼明細が、貴行の定める方法に基づかない、または、送信した依頼データに瑕疵があった場合。

3. 送金処理時に、送金金額の合計金額が支払口座より払い戻すことのできる金額を越える場合。
4. 当社の財産に対する差押え等やむを得ない事情により、貴行が支払を不相当と認めた場合。
5. 当社が第 8 条に基づき送金依頼の取消を行った場合。
6. その他貴行が指定日に送金手続を行うことが不相当と認めた場合。

第 6 条（送金代り金）

当社は、本サービスに基づく送金代り金を貴行にある当社の普通預金、当座預金、外貨普通預金、外貨当座預金口座のうち別に定める預金口座からの引落しの方法により支払います。なお、この取扱については当座勘定規定、普通預金規定、外貨普通預金規定等にかかわらず小切手の振出または普通預金通帳と同払戻請求書もしくは外貨普通預金通帳と同払戻請求書の提出を省略するものとします。

第 7 条（手数料）

本サービスによって生じる手数料および諸費用は、当社の負担とし、前条なお書きを準用するものとします。

第 8 条（一括伝送済外国送金の変更、取消方法）

一括伝送済外国送金の変更、取消は、速やかに電話連絡すると共に「EB データ変更・取消依頼書」により依頼いたします。但し、貴行内での手続きの関係で送金実行前の取消ができない場合は、組戻し等の手続きにより処理いたします。

第 9 条（有効期間）

この約定書の有効期間は、約定書差し入れの日から 1 年とします。ただし、期間満了の 3 ヶ月前までに、当社または貴行が別段の意思表示を行わない時は、期間満了の日の翌日から起算して 1 年間なおその効力を有するものとし、以後も同様とします。

第 10 条（サービスの廃止）

貴行は、当社に対して 90 日前に事前通知することをもって、本サービスを停止または廃止することができます。ただし、緊急を要する場合、その他やむをえない理由がある場合は、貴行はこの期間を短縮できるものとします。本条に基づき貴行が本サービスを停止または廃止した場合、当社は貴行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、貴行に対してその賠償の請求は行わないものとします。

第 11 条（約定書の変更）

民法 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、貴行は、変更内容及び変更日を貴行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、この規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。

第 12 条（その他）

この約定書に記載のない事項については、「外国送金取引規定」、「ホストコンピュータサービス・パソコンサービス（一括伝送）利用規定」、「AnserDATAPORT（外国送金 XML 方式）利用規定」の各条項の適用を受けるものとします。

以上

銀行使用欄

実主	照合	受付
----	----	----